

行 経 第 102 号
令和 6 年 3 月 19 日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況 (教育委員会所管分を含む。)

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況			
			区分	R 4 年 3 月 2 日 通知 (件数)	R 5 年 3 月 20 日 通知 (件数) ※ () は累計数	R 6 年 3 月 19 日 通知 (件数) ※ () は累計数
R 2 年度	公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	指摘 37 件	措置済み	1 4	1 7 (3 1)	1 (3 2)
			措置を要しない理由のあるもの	3	— (3)	— (3)
			対応中	2 0	3	2
		意見 24 件	措置済み	4	3 (7)	1 (8)
			措置を要しない理由のあるもの	2	— (2)	— (2)
			対応中	1 8	1 5	1 4
R 3 年度	外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	指摘 28 件	措置済み	/	1 6	6 (2 2)
			措置を要しない理由のあるもの		1	— (1)
			対応中		1 1	5
		意見 25 件	措置済み		9	5 (1 4)
			措置を要しない理由のあるもの		1	— (1)
			対応中		1 5	1 0

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況			
			区分	R4年3月2日 通知（件数）	R5年3月20日 通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日 通知（件数） ※（）は累計数
R4年度	水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 16件	措置済み	/	/	5
			措置を要しない理由のあるもの			—
			対応中			11
		意見 26件	措置済み			2
			措置を要しない理由のあるもの			—
			対応中			24

対応状況については、1件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	福祉総務課	
報告書ページ	29	区分別	指摘事項	1
		の番号	意見	
指摘事項等の内容	<p>(イ) 退職給付引当金の計算を規程に従い実施すべきこと</p> <p>社会福祉法人水戸市社会福祉協議会退職手当規程第4条において「退職手当の支給額は、全国社会福祉団体職員退職積立基金規程の定める額（その額が水戸市職員の一般職員の例により算定した額を超える場合には、当該額）とする。」と定めているが、令和2年度末における退職給付引当金の計算について旧水戸市社会福祉協議会職員分のみ全国社会福祉団体職員退職積立基金規程の定める額を確認しているのみで、その他の職員についてはその金額を確認せずに全職員の退職給付引当金の額を水戸市職員の一般職の例により算定した額としている。</p> <p>退職給付引当金算定の正確性を検証するため、サンプリングとして旧水戸市社会福祉協議会職員28名のうち5名の算定過程を検証したところ、4名については全国社会福祉団体職員退職積立金規程の定める額については適正に算定されており、水戸市職員の一般職の例により算定した額を超えていたため、規定に従い水戸市職員の一般職の例により算定した額により引当金を計上していた。1名については後述する指摘事項で言及するが、退職給付引当金の算定に含まれていなかったため適正に算定されているか確認できなかった。</p> <p>全国社会福祉団体職員退職積立基金規程において退職手当の算定における基準休に地域手当を含めていること、給付率も水戸市職員の一般職の例における給付率よりも高い水準となっていること、およびサンプリング結果によると全国社会福祉団体職員退職積立基金規程の定める額は水戸市職員の一般職の例により算定した額を超える蓋然性が高いと考えられるが、規程の定めに従い、全職員分について全国社会福祉団体職員退職積立基金規程の定める額を算定し、水戸市職員の一般職員の例により算定した額と比較し適切な金額の計上を行う必要がある。</p>			
講じた措置の内容等	<p>規程の定めに従い、令和4年度決算において、全職員分について全国社会福祉団体職員退職積立基金規程等の定める額を算出し、水戸市職員の一般職員の例により算出した額と比較し適切な金額の計上を実施している。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	福祉総務課	
報告書ページ	42	区分別 の番号	指摘事項	4
			意見	
指摘事項等 の内容	<p>(二) 新型コロナ感染症関連融資制度に対するフォロー体制を整備すべきこと</p> <p>新型コロナ感染症の影響により収入の減少した家庭に向けて、生活福祉資金の特例貸付として緊急小口資金と総合支援資金の融資制度が設けられ、社協がその窓口となっている。</p> <p>令和元年度には、緊急小口資金の申請件数 25 件、3,750,000 円であったが、令和2年度には、以下のようにその申請件数は著しく増加している。</p>			
	資金種類		受付件数 (件)	申込金額 (円)
	緊急小口資金特例貸付		1,879	335,000,000
	総合支援資金特例貸付		1,866	870,765,000
	総合支援資金特例貸付延長貸付		548	242,030,000
	総合支援資金特例貸付再貸付		326	148,830,000
	申込受付合計		4,619	1,596,625,000
	<p>これらは融資であり、令和4年12月末までの措置期間の延長はされているが、それ以後、債権回収が始まることとなる。</p> <p>債権の回収にあっては、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することのできる取り扱いはあるものの、債権回収業務や債券償還を免除したとしても生活困窮者のその後の生活をフォローする機会は、著しく増加することが予想される。</p> <p>社協は、更に、市の生活困窮者をフォローし、支援できる体制を強化していくことも検討されたい。</p>			

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>社協としては、令和3年度は、自立相談支援室の窓口にて、法人内より受付や電話対応等、毎日1名を応援職員として派遣していた。合わせて、主管課である生活福祉課より2名の嘱託職員の増員と生活福祉資金担当として2名の臨時職員を採用して対応にあたるなど体制を強化したが、特例であるため令和4年度9月末日で貸付業務は終了した。</p> <p>令和4年10月以後の債権回収の義務者は茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）であり、制度の変更により初回の債権返済は令和5年1月からとなった。その後、新たな制度設計がなされ、債権回収とフォローアップに業務が区分され、債権回収は県社協が、返済ができない方などの理由に内在する課題に対するフォローアップを12年間かけて市町村社会福祉協議会が実施する役割と位置付けられた。</p> <p>そのため、令和5年度より、水戸市社協においても6名の職員（嘱託職員、任用職員）を採用し、課題のある対象世帯に対してアウトリーチによるフォローアップを開始している。</p>
-----------------------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部観光課	
報告書ページ	55	区分別 の番号	指摘事項 意見	6
指摘事項等 の内容	<p>(ハ) 適正に会計処理すべき事項</p> <p>令和3年度末の貸借対照表の現預金勘定の中に、上述の好文茶屋の2か月分の運営会社が所持している3,377,890円が含まれている。勘定科目は、会社の財政状態や損益状況を正確に理解するために、適正に処理されなければならないものである。現預金は、会社が支払い手段として、随時使用できる資産であるものであるとの表示であるのに対し、貸付金は回収してから支払い手段となりうるという債権であり、貸付金を現預金として開示している状況は、適正ではない。適正な会計処理を行う必要がある。</p> <p>また、日々の記帳の中で、普通預金通帳と普通預金勘定の元帳で、差が生じているまま、処理が進められている。現金及び預金は、不正や誤謬が生じやすい性質のものであり、日常業務において、現金出納簿や預金通帳と元帳の突合を随時行い、適正性を検証していく必要がある。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>適正な会計処理に関する指摘事項については、協会の正副会長会議で報告させ、役員との情報共有を行った。</p> <p>往査以降は、現金出納簿、預金通帳、総勘定元帳の定期的な突合、確認を行い、通帳と元帳の金額を一致させるとともに、公認会計士による定期監査（8月、12月、3月）を行っている。また、留保した売上金については、令和4年度決算（貸借対照表、総勘定元帳）において、現預金ではなく未収入金として計上した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部観光課	
報告書ページ	66	区分別 の番号	指摘事項	5
			意見	
指摘事項等の内容	<p>(イ) 観光協会のあり方について検討すべきこと</p> <p>観光協会の財政状態は極めて脆弱であり収入の多くを補助金に依存している状態であるが、観光協会としては、コンベンションの誘致やインバウンド観光の推進を図りながら、自立を目指すとしている。</p> <p>コンベンションの誘致やインバウンド観光の推進は、地元経済に貢献するところであり、会員を募ることにより会費収入に繋がるものと考えられる。そのためには、協会が積極的な誘致、推進活動を進めていくことが重要となるが、現状の事業内容や事業規模を見ると、既存のイベントの開催に多忙で、新しい事業転換への余力は見られない。</p> <p>会員を取り込みながら、魅力的な事業を起こしていくことが必要であり、そのためには、これらを企画、推進できる人材の育成が必要である。</p> <p>また、現在、千波湖畔において好文カフェや好文茶屋を市から賃借し、実質賃貸して収益を得ている。本来、これらの施設を活用して市内産品の提供を行い、市全体の観光、物産の統一的なPR活動の一役を担いながら収益を獲得していくことが必要と考えるが、現状、これらをマネジメントできる人材が不在である。</p> <p>現状の人的、資金的規模での協会の自立の道筋は遠いと考えられる。</p> <p>市は、協会へのコンベンションの誘致やインバウンドの推進に対する期待と協会の現状について再認識を行い、適正で効果的な運営のできる状況を構築すべきである。</p>			

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>監査人御指摘の協会におけるコンベンションの誘致やインバウンド観光の推進については、市としても協会が自立運営していく上で重要な事業であると強く認識していることから、令和3年度から市職員を1名増員し、次長とコンベンション・インバウンド係長の役職に2名派遣し、協会の組織体制の強化を図ったところである。</p> <p>また、既存のイベントの開催に多忙で、新しい事業転換への余力は見られないとの意見については、協会及び市においても同様の認識であり、市としても、会員を取り込むための魅力的な事業の実施はもちろんのこと、協会の会員増、収益確保、ひいては財政基盤の安定化に向け、観光産業の回復・復興、観光需要の喚起に資する国の交付金を確保し、協会への財源措置を行った。そのほか、既存業務の充実や見直しに資する事業提案、新規事業の企画、立案など、積極的かつ献身的な協力、支援を実施し、協会の負担軽減も図っているところである。</p> <p>協会の適正で効果的な運営のできる状況を構築すべきであるという協会のあり方に関する意見については、協会において、事業の実施に当たり、計画、予算、進行管理、決算等あらゆる機会を捉え、費用対効果等の検証・評価を行い、優先順位を明確にした上で、計画した事業を進めるなど、事務の効率化に取り組んでいる。</p> <p>また、研修等を通じた職員の能力向上に加え、事業の企画・運営におけるマネジメントができる人材の育成にも取り組んでいるほか、令和5年度には新たにプロパー職員を1名採用したところであり、今後も引き続き、協会との意見交換を十分行いながら、役割分担の見直しや業務のスリム化を適宜行うなど、組織体制の強化に努めていく。</p>
-----------------------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	福祉総務課																					
報告書ページ	73	区分別 の番号	指摘事項	11																				
			意見																					
指摘事項等の 内容	<p>適正に会計処理を行うべきこと</p> <p>センターは、会員に自らの業務を委託している。 この自らの業務の委託に際し、以下のような会計処理を行っている。 業務の提供を受けた際 (借方) 未収入金××円 / (貸方) 受取配分金××円 月末 (借方) 委託費 or 臨時雇用費 ××円 / (貸方) 未収入金 ××円 会員への支払い時 (借方) 支払配分金 ××円 / (貸方) 現預金 ××円</p> <p>令和2年度の自らの業務の委託内容は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">処理費目</th> <th style="width: 40%;">部門</th> <th style="width: 40%;">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">委託費</td> <td>本部</td> <td style="text-align: right;">3,233,436</td> </tr> <tr> <td>ファミリーサポート部</td> <td style="text-align: right;">661,438</td> </tr> <tr> <td>大町・わんぱーく</td> <td style="text-align: right;">289,965</td> </tr> <tr> <td>本町・はみんぐぱーく</td> <td style="text-align: right;">255,654</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">臨時雇賃金</td> <td>大町・わんぱーく</td> <td style="text-align: right;">1,303,638</td> </tr> <tr> <td>本町・はみんぐぱーく</td> <td style="text-align: right;">1,943,700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">7,687,831</td> </tr> </tbody> </table> <p>このため、自らの業務の委託に対し、受取配分金と支払配分金が、令和2年度においては、7,687,831円が過大となっている。 受取配分金と支払配分金は、相殺して処理する必要がある。</p>				処理費目	部門	金額(円)	委託費	本部	3,233,436	ファミリーサポート部	661,438	大町・わんぱーく	289,965	本町・はみんぐぱーく	255,654	臨時雇賃金	大町・わんぱーく	1,303,638	本町・はみんぐぱーく	1,943,700	合計		7,687,831
	処理費目	部門	金額(円)																					
	委託費	本部	3,233,436																					
		ファミリーサポート部	661,438																					
		大町・わんぱーく	289,965																					
		本町・はみんぐぱーく	255,654																					
	臨時雇賃金	大町・わんぱーく	1,303,638																					
		本町・はみんぐぱーく	1,943,700																					
	合計		7,687,831																					
	講じた措置 の内容等	<p>センターでは、令和4年度決算において、受取配分金と支払配分金を相殺して処理をした。また、会員との委託契約については、指揮命令関係が存在することから見直しを行い、令和4年7月1日から臨時職員として雇用契約に転換したので、今後、このような会計処理が生じることはない。</p>																						

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	福祉総務課	
報告書ページ	74	区分別 の番号	指摘事項 意見	13
指摘事項等 の内容	<p>退職給付引当金の計算を適正に実施すべきこと</p> <p>令和2年度末の貸借対照表における退職給付引当金の計算において、公益社団法人水戸市シルバー人材センター職員給与規程において定めた支給額の算定方法によらず、令和3年3月31日時点の独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度の積立額を用いず過年度の金額を用いて計算している。</p> <p>公益社団法人水戸市シルバー人材センター職員給与規程における退職手当算定方法については、令和1年12月24日に規程が改正されるとともに付則において令和1年12月23日から施行すると定めているにもかかわらず、令和2年度末の退職給付引当金の計算は改正前の算定方法により計算していた。</p> <p>退職給付引当金は退職以後に支給される給付（退職給付）について、期末日時点までに発生している法人の負債の額を明らかにするものであり、退職手当の支給額の算定方法を変更した場合は、変更後の算定方法により退職手当の支給額を算定しないと適切な退職給付引当金の計算ができない。そのため、規程の変更により退職手当の支給額の算定方法が変更した場合は、変更後の算定方法により退職手当の支給額を算定し、退職給付引当金の計算に用いなければならない。</p> <p>また、退職給付引当金は退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上する（退職給付に関する会計基準 第13項）が、控除する年金資産の額は期末日時点のものでなければならない。期末日時点とは異なる年金資産の額を用いて退職給付引当金の額を計算しても適切な退職給付引当金とはならない。</p> <p>さらに、令和3年3月末退職の職員についても退職給費引当金の算定に含めているが、本来なら未払金として計上すべきものである。</p> <p>以上のことから、令和2年度末の貸借対照表において退職給付引当金は17,375,981円計上されているが、本来の退職手当の支給額の算定方法等による、あるべき退職給付引当金の金額としては1,479,400円であり、</p>			

	<p>15,896,581 円（未払金として計上すべき 7,359,616 円を含む）が過大に退職給付引当金として計上されている。</p> <p>法人の適切な財政状態を表すため、適正な算定方法により退職給付引当金を計上すべきである。</p> <p>（参考）公益社団法人水戸市シルバー人材センター職員給与規程 第 33 条</p> <p>正職員が退職（死亡による退職を含む）したときは、茨城県市町村職員総合事務組合の町村職員退職手当条例（以下「市町村職員手当条例」という。）の一般職の例により、退職手当を支給する。</p> <p>ただし、市町村職員手当条例第 8 条の 4 に規定する、退職手当の調整額は適用しないものとする。</p>
<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>令和 4 年度は、退職給付引当金の計算は改正後の算定方法で算出した。また、控除する中退金額の基準日は年度末時点での金額で算出した。その結果、中小企業退職金共済制度への積み立ては実施しなかった。</p> <p>また、年度末の退職給付引当金残高については、改正後の算定方法で適切な支給額を計算したところ、退職給付引当資産が過大に計上されていたので、令和 5 年 7 月に運転資金に振り替えた。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施 年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	福祉総務課																																									
報告書ペ ージ	86	区分別 の番号	指摘事項																																									
			意見	7																																								
指 摘 事 項 等 の 内 容	<p>配分金の見直しについて 令和2年度の職群毎の会員1人当たりの配分金は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職群</th> <th style="text-align: center;">年間契約金額(円)</th> <th style="text-align: center;">会員数(人)</th> <th style="text-align: center;">1人当たりの配分金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 技術群</td> <td style="text-align: right;">94,064</td> <td style="text-align: right;">60</td> <td style="text-align: right;">1,567</td> </tr> <tr> <td>2 技能群</td> <td style="text-align: right;">56,931,604</td> <td style="text-align: right;">139</td> <td style="text-align: right;">409,579</td> </tr> <tr> <td>3 事務群</td> <td style="text-align: right;">19,866,704</td> <td style="text-align: right;">77</td> <td style="text-align: right;">258,009</td> </tr> <tr> <td>4 管理群</td> <td style="text-align: right;">98,230,112</td> <td style="text-align: right;">208</td> <td style="text-align: right;">472,260</td> </tr> <tr> <td>5 折衝外交群</td> <td style="text-align: right;">9,501,395</td> <td style="text-align: right;">45</td> <td style="text-align: right;">211,142</td> </tr> <tr> <td>6 一般作業群</td> <td style="text-align: right;">116,023,229</td> <td style="text-align: right;">247</td> <td style="text-align: right;">469,729</td> </tr> <tr> <td>7 サービス群</td> <td style="text-align: right;">70,843,674</td> <td style="text-align: right;">182</td> <td style="text-align: right;">389,250</td> </tr> <tr> <td>8 その他</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">371,490,782</td> <td style="text-align: right;">968</td> <td style="text-align: right;">383,771</td> </tr> </tbody> </table>				職群	年間契約金額(円)	会員数(人)	1人当たりの配分金(円)	1 技術群	94,064	60	1,567	2 技能群	56,931,604	139	409,579	3 事務群	19,866,704	77	258,009	4 管理群	98,230,112	208	472,260	5 折衝外交群	9,501,395	45	211,142	6 一般作業群	116,023,229	247	469,729	7 サービス群	70,843,674	182	389,250	8 その他	0	0	0	計	371,490,782	968	383,771
	職群	年間契約金額(円)	会員数(人)	1人当たりの配分金(円)																																								
	1 技術群	94,064	60	1,567																																								
	2 技能群	56,931,604	139	409,579																																								
	3 事務群	19,866,704	77	258,009																																								
	4 管理群	98,230,112	208	472,260																																								
	5 折衝外交群	9,501,395	45	211,142																																								
	6 一般作業群	116,023,229	247	469,729																																								
	7 サービス群	70,843,674	182	389,250																																								
	8 その他	0	0	0																																								
計	371,490,782	968	383,771																																									
<p>経営改善計画では、会員を募っているが、職群において需要が大きく異なっている。</p> <p>現状において、2技能群及び6一般作業群においては、供給が追いつかず仕事を断る状況も生じているとのことである。需要に供給が追いつかない中で、会員が集まらないというのであれば、これらの職群においては、配分金を見直し、会員を募りやすくすることも検討されたい。</p>																																												
講 じ た 措 置 の 内 容 等	<p>センターの受注の大半を占めている業務は、植木剪定作業と除草作業である。どちらも会員の高齢化と会員数の減少が続いている。</p> <p>このうち、植木の剪定作業については、配分金の額は最も高額であるが、知識と技術が必要であるため、容易に会員は増えないところである。一方、除草作業については、配分金の額は低く、特別の知識や技術を必要としない作業であるため、配分金を増額することは、会員拡大に資するものと考えられる。</p> <p>このため、令和5年9月の理事会において、会員拡大を図ることで作業に対する需要と供給のバランスを保つために、除草の配分金の増額を決定し、令和6年1月受付分から実施していくことにした。</p>																																											

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	市民協働部文化交流課	
報告書ページ	177	区分別 の番号	指摘事項	22
			意見	
指摘事項等の内容	<p>(イ) 退職給付引当金の計算方法を適正に実施すべきこと</p> <p>退職給付引当金の計算において算定基準の給与および支給率を誤った金額・率を用いて計算しており、計算誤りが生じている。</p> <p>令和2年度末の貸借対照表において退職給付引当金は4,298,618円計上されているが、本来の退職手当の支給額の算定方法等による、あるべき退職給付引当金の金額としては3,765,618円であり、533,000円が過大に退職給付引当金として計上されている。</p> <p>法人の適切な財政状態を表すため、適正な算定方法により退職給付引当金を計上すべきである。</p> <p>(参考) 公益財団法人水戸市国際交流協会職員退職手当規程</p> <p>第6条 退職手当の額は、退職日の給料月額に別表に掲げる退職事由別・勤務期間別支給率を乗じた額とする。</p>			
講じた措置の内容等	<p>公益財団法人水戸市国際交流協会において、令和2年度の職員1名分の退職金の試算について、誤った支給率を用いて計算していたことから、協会にて正しい支給率で、退職金の再試算を行うとともに、退職給与引当金を適正な額に是正した。令和4年度末の財務諸表では適切な財政状況を公開している。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	市民協働部文化交流課													
報告書ページ	178	区分別 の番号	指摘事項	24												
			意見													
指摘事項等 の内容	<p>(ハ) 旅行費用に関する請求内容の最終確認について 令和元年度に行われた以下の姉妹都市等訪問派遣事業については、交流協会が、旅行会社との窓口となり、旅行条件書を取り交わしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「旅行条件書（海外受注型企画旅行用）」（提出日 2019 年 10 月 17 日）より抜粋</p> <p>宛先 ：公益財団法人水戸市国際交流協会 団体名 ：2019 年度国際親善姉妹都市アナハイム市親善訪問派遣事業 旅行期間：2019 年 10 月 18 日（金）～2019 年 10 月 25 日（金）8 日間 申込人員、旅行代金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申込人員</th> <th style="text-align: center;">一人当たり金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者 7 名</td> <td style="text-align: center;">@384,000 円</td> </tr> <tr> <td>A 様ご夫妻 2 名</td> <td style="text-align: center;">@743,000 円</td> </tr> <tr> <td>B 様 1 名</td> <td style="text-align: center;">@743,000 円</td> </tr> <tr> <td>水戸市国際交流協会理事長 1 名</td> <td style="text-align: center;">@434,000 円</td> </tr> <tr> <td>随行 2 名</td> <td style="text-align: center;">@434,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>旅行代金のお支払い 申込金 ： 0 円 支払期限：－ 旅行代金の残金： 7,890,840 円 支払期限：2019 年 10 月 15 日</p> </div> <p>上記の旅行条件書に基づいて実施された旅行について、水戸市国際交流協会は、最終参加人数による全体の最終請求額をまとめた請求書を旅行会社から入手していない。 支出負担行為書（第 11113－1 号）による以下の変更があったことが記録されている。</p>				申込人員	一人当たり金額	参加者 7 名	@384,000 円	A 様ご夫妻 2 名	@743,000 円	B 様 1 名	@743,000 円	水戸市国際交流協会理事長 1 名	@434,000 円	随行 2 名	@434,000 円
申込人員	一人当たり金額															
参加者 7 名	@384,000 円															
A 様ご夫妻 2 名	@743,000 円															
B 様 1 名	@743,000 円															
水戸市国際交流協会理事長 1 名	@434,000 円															
随行 2 名	@434,000 円															

	<p>支出負担行為書より抜粋</p> <p>債権者：(株) J T B</p> <p>摘要：団員旅費追加分（11名）（1アナ派遣）</p> <p>目的：団員旅費追加分</p> <p>・台風の影響により団員のキャンセルが発生したことにより、団員数が激減したため、旅行代金に変更となった。そのため、増額となった旅費については、協議の結果水戸市（協会）が支払うこととなった。</p> <p>@88,000×11名=968,000円</p> <p>請求書は、水戸市国際交流協会及び水戸市（参加する市長、議員、議会事務局）、参加した市民にそれぞれに提出されている。</p> <p>一方で、変更があった後の全体の最終請求額を把握できる請求書が、国際交流協会に提出されていない。現状では、最終の確定参加人数に基づいて、旅行条件書等の契約内容通りに請求されているのか、途中の変更分については協議の結果を適切に反映した金額となっているか、契約の当事者となった国際交流協会が確認できない状態となっている。</p> <p>当該旅行の諸条件について契約した当事者は水戸市国際交流協会である。最終参加人数による確定した請求額を把握できる請求書及びその請求内訳を入手し、契約当事者として、正しく請求されていることを確認する必要がある。</p>
<p>講じた措置の内容等</p>	<p>水戸市親善都市訪問団派遣事業については、参加者に対し、それぞれの個人や所属先に旅行会社から請求書を送付しており、協会においては、全体の請求額を把握していなかった。そのため、市は協会に対し全体の請求内容の確認について検討するよう指示を行った。</p> <p>指示を受け、協会においては、今後実施する際には、最終請求額が把握できる請求書及び内訳書、支払履行日等について、旅行会社に書面で報告するよう求めていくこととした。</p> <p>令和5年度に実施したアナハイム市訪問団派遣事業において、最終請求額が把握できる請求書及び内訳書、支払履行日等について、旅行会社に要求し、書面での報告を受領した。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部商工課	
報告書ページ	195	区分別 の番号	指摘事項	26
			意見	
指摘事項等の内容	(ロ) 事業運営積立資産に関する規程の整備 別紙のとおり			
講じた措置の内容等	<p>事業運営積立資産は、福利事業の積立資産であり、事業運営資金として管理している。</p> <p>サービスセンターにおいて、事業運営積立資産に係る規程として、特定資産取扱規程を令和5年4月1日付で策定したところである。</p>			

【別紙】

特定資産として、事業運営積立資産が貸借対照表に計上されている。事業運営積立資産の残高について、平成30年度・令和1年度・令和2年度の推移をみると以下の通りである。

(単位：円)

科目	平成30年度	令和1年度	令和2年度
特定資産			
事業運営積立資産	23,000,000	24,500,000	25,000,000
以下、参考情報			
一般正味財産	26,493,537	32,658,608	35,468,476
経常収益	156,877,209	155,703,546	139,204,268
経常費用	157,356,133	149,698,116	136,394,400
当期経常増減	△478,924	6,005,430	2,809,868

事業運営積立資産は、特定資産として資産計上されている。特定資産は、「特定の目的のために用途等に制約を課した資産」であり、用途について「特定の目的」が明らかにされている必要がある。現状、当該特定資産に関する規程は整備されておらず、「特定の目的」が明確ではない。

平成25年度に総計7,000,000円の事業運営積立資産の取崩が行われている。この取崩の決裁に関して、決裁手続きの記録である「収入調定書（事務局長専決）」上では、取崩の目的が明記されていなかった。

そもそも規程によって事業運営積立資産の「特定の目的」が明確になっていないため、当該取崩が「目的取崩」なのか、「目的外取崩」なのかを判断することができなかった。

特定資産に関する規程を整備し、事業運営積立資産の用途に関する「特定の目的」を明らかにすることが必要である。また、規程には「特定の目的」に加えて、以下の事項が記載される必要がある。

- ①目的
- ②積立の方法
- ③目的取り崩しの要件
- ④目的外取り崩しの要件
- ⑤運用方法
- ⑥その他

事業活動による余剰資金を過度に内部留保しているのではないか、といった懸念が提示された場合には、特定資産として積み立てられている金額が、将来の「特定の目的」に備えた適切なものであることを説明できる必要がある。積立額が「特定の目的」に備えた合理的な見積もりに基づくものであることを説明するために、以下の「公益法人における特定費用準備資金に関する Q&A」を参考に考え方を整理しておくことが必要である。

「公益法人 information よくある質問 (FAQ)」より抜粋。下線は追記したもの。

問□□3-⑦(公益目的事業比率) 将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる特定費用準備資金について教えてください。

答

1 特定費用準備資金となるものの中には、例えば、既存事業を維持する場合であっても、将来において見込まれている収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金(基金)や、専ら法人の責に帰すことができない事情により将来の収入が減少する場合に積み立てる資金(基金)もあります。(問□-3-⑦参照)。

2 前者の将来において見込まれている収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金(基金)については、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込みや限度額の見積もりが必要となります。

想定される事例としては、公益目的保有財産である金融資産の運用益で公益活動を行う法人において、従来、年利回り5%程度で運用できていたものが、金融資産の償還等に伴い、これまでと同じ金融商品で運用すると年利回りが1%程度となる見込みの場合、臨時収入等による特定費用準備資金により、具体的に収入減少を補填するものが考えられます。

この場合の特定費用準備資金は、翌事業年度以降の5年間で収入の減少見込みを合理的に説明し、その範囲内で当該事業年度以降の5年間で積立可能な剰余金を積立て・取崩すものです。

3 後者の専ら法人の責に帰すことができない事情により将来の収入が減少する場合に積み立てる資金(基金)の事例としては、補助金等により事業を行っていた場合において、補助金等の削減が予想され、収入の減少が見込まれていることへの対応のための基金が考えられます。この場合は、積立限度額の合理的な算定にあたっては、理事会等における認識を踏まえた、収入の減少の蓋然性の高さの説明が求められることとなります。

4 どちらの場合においても、申請書や定期提出書類の別表C(5)において、具

体的な説明を記載していただくこととなります。また、これらの特定費用準備資金は収入減少に対応して取崩し、計画期間の満了等により特定費用準備資金を全額取り崩すまでは、再度同種の特定費用準備資金は積み立てられませんので、注意が必要です。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部商工課	
報告書ページ	234	区分別 の番号	指摘事項 意見	24
指摘事項等 の内容	<p>(イ) 新規事業等の体制について検討すべきこと</p> <p>商業公社は、7名（プロパー3名、嘱託4名）の職員の組織で、駐車場管理、店舗床貸貸借及び建物管理事業の収益事業を行いながら、創業支援等の公益支出目的の事業を行っている。建物管理事業は、多くの収益に貢献しているが、組合運営事務や管理運営業務及び債権管理を含めた予決算業務まで担っており、相当の事務負担を伴っている。</p> <p>このような建物管理事業や店舗床貸貸借事業等の収益事業に多忙であり、創業者の増加により商業活性化や商業活性化の推進といったことを目的とする新たな事業展開や事業内容の充実といった取り組みへの余地は、生じてこないというのが組織の実態ではないかと考える。</p> <p>経営者の高齢化による事業承継の一つの手法として新規事業者の事業承継や新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した事業者からの新陳代謝としての新規事業者の起業への期待などもある中で、公社の果たす役割への期待もあることから、市は、商業公社の現状と期待を整理し、あり方について、検討されたい。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>本市は、商業・サービス業を中心とする第3次産業に特化した産業特性を有しており、地域経済活性化における商業の振興は重要であると認識している。商業・駐車場公社では、商業振興事業として主に創業支援に取り組んでおり、創業者の輩出につながるなど成果を上げているほか、拠点となるワグテイルの立地場所から、中心市街地のにぎわいづくりにも寄与しているところである。一方、商業公社職員の管理運営の事務負担が大きく、商業振興事業への余力が少ないことを課題として認識している。</p> <p>この課題に対して、令和6年度からプロパー職員1名を増員し、人員体制の拡充を図ることとしている。</p>			